

学校いじめ防止基本方針

青森市立原別小学校

1 学校いじめ防止基本方針の基本理念（目標）

本校のいじめ防止基本方針は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、「本校の児童が互いに理解し合い、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかな学校生活を送ることを目指す」と共に、「教職員が日ごろから情報交換や情報共有を行い、一人で抱え込まないようにするために策定したものです」。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

この「いじめ防止基本方針」において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

- ① 「けんか」も、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ② 「いじめの解消」は、以下の両方を満たすこと。
ア 行為が止んでいること イ 心身の苦痛を感じていないこと。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対処も可能であること。

(2) いじめに対する基本的な考え方（共通認識）

- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない」との認識
- ・「いじめを見逃さない」との認識
- ・「暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応する」との認識
- ・「いじめられる児童といじめる児童は、いつでも入れ替わりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

いじめはいつでも、どこでも、性格が合わないなどのほんの些細なきっかけからでも起こり得るものであること、児童生徒が「心身の苦痛を感じて」いてもそれを表に出さない（出せない）場合もあること、関係性が入れ替わり、一見仲間内で外されたり戻ったりを繰り返しているだけのように見えても、ある時から児童生徒に心身の苦痛を感じさせる事態となることもあることなどを常に念頭に置いて、広くいじめを捉えていこうとする姿勢が重要である。また、いじめが人間関係を背景にしている以上、いったん悪くなった関係性を取り戻すのに時間がかかることも踏まえらるべきである。

（中略）ともすると児童生徒の人間関係の中に埋没しがちな児童生徒の「傷つき」に目が行くよう、いじめとは何か（いじめの定義と特徴）についての理解を深める必要がある。

（青森市いじめ防止対策審議会答申「提言」より抜粋）

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめを受けた児童」、「いじめを行った児童」だけではなく、「いじめを周りではやしたてる観衆」・「いじめを見て見ぬふりをする傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多いとされています。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりします。ですから、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要です。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のようなものが考えられます。

- ・嫉妬心（相手を妬み、引きずりおろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）

（4）いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・悪口や陰口を言われる。
- ・冷やかしかからかい、命令や脅し文句を言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・自分の物を隠されたり壊されたり捨てられたりする。
- ・わざとぶつかったり避けられたりする。
- ・遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・落書きをされる。
- ・部活動中にいじわるされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・メール等により誹謗中傷される。
- ・けんか

等々

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。

（5）いじめが背景にあると疑うべき事態の認識

（6）いじめの材料になりやすい事象の認識

- 児童生徒の長期欠席（断続的なものも含む。）について、児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていてもそれを出さず（出せず）、苦痛からの回避行動として欠席せざるを得なくなる場合があることを踏まえ、「怠惰」、「無気力」などと表面的に捉えることなく、その背景にあるいじめなどの人間関係を注視すべきである。
- 病気の診断がなされ、それを理由に欠席が続いている場合でも、医療機関による治療の問題と短絡せずに、心因性の疾患を疑い背景にいじめ等の人間関係があるかもしれないとの視点を持つことが大切である。
- 病気を含む長期欠席（断続的なものも含む。）の背景にいじめ等の精神心理的ストレスがある場合には、ストレス因の排除に努めること、また、本人や保護者と話し合いながら、どのような環境調整が望ましいかを模索する必要がある。その際、欠席が長く続くことを踏まえ、休むこと自体が負担にならないよう配慮するとともに、学習の遅れが焦りを含む自己評価の低下につながらないように心がけ、適切な学習支援をすることもまた必要である。

- 長期欠席（断続的な物を含む。）、疾患、規則違反、男女交際など、対応に注意を要する一方で、いじめの材料になりやすい事象があることは特に留意する必要がある。
- 長期欠席（断続的な物を含む。）については、「怠け」、「さぼり」などと受けとめられ責

める材料になりやすい。疾患の中には、疾患及び症状に対する理解の欠如から、それ自体としていじめの材料になるものがある。かかる長期欠席や疾患の背景にいじめがあることに留意するとともに、これらを材料としたいじめが生じないように、他の児童生徒への説明を含めて、対応方針を共有するとともに、本人及び家族と連絡を取りながら適切な対応がとられるべきである。

- 規則違反の指摘はそれ自体正しいものであるが、他方で、規則違反を材料として行われるいじめがあることに、十分気を配るべきである。校則違反の指摘は正しいものと終わらせずに、こうした指摘の背景にある人間関係に目を向け、いじめの有無を把握する必要がある。(この項目、以下略)
- 思春期において、男女交際が大切であることを前提として、その関心の高さから、それがからかいなどいじめの材料になりやすいこと、また、これを受けた側のダメージは非常に大きいものであることを踏まえて、具体的場面またはその萌芽を捉えて、その都度、適切な教育的働きかけをする必要がある。

青森市いじめ防止対策審議会答申「提言」の中で、(5)(6)の2点について、上記のように述べられています。本校でも、全教職員がこのような共通認識をもち対応します。

3 校内体制について

【キーワード】 「チーム学校」としての認識の共通と行動の一元化

いじめについては、教師個人で判断したり対応したりすべきではなく、学校が組織として判断・対応すべきものであることを肝に銘じておくことが大切です。

学校は、いじめについて正しい理解に立ち、学校で生じるあらゆる事象を、いじめでないか、いじめが背景にあるのではないかとこの視点で常に検討し、見立てることが重要であり(その結果、明らかにいじめでないと判断できる場合を除いて、いじめに当たるものとして、またはその疑いをもって臨むことが望ましい。)対応する場合には、起こっていることがらとその背景となる関係性に対して共通の認識をもち、共通の対応方針をもって、(直接には、主として一人が対応する場合でも)組織的に協働してこれに当たる必要がある。

(青森市いじめ防止対策審議会答申「提言」より抜粋)

(1) 年間を見通したいじめ予防・防止のための指導計画 (別記1)

いじめを行ってはいならないとするだけでなく、いじめとは何か、いじめはどのように起こるのか、いじめは児童にどのような影響があるのかなどを、児童が主体的に関わる取り組み、及び児童自ら認識を深められるようないじめ防止のための授業や取組が必要であると考えます。

(2) 日常の指導体制 … いじめ防止等対策委員会(別記2)

日ごろから教職員同士での共通理解や情報共有等を行うなど、教職員同士が相談できる雰囲気を作り、組織で対応、組織でサポートできる体制を整えることが大切です。

また、一人一人の教職員が、児童の変化やトラブルに気付いたときに、「自分がどう動くべきか」という具体的な視点をもっておくことも重要です。

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別記2の通りとします。

いじめ防止等対策委員会の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共

有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(青森市いじめ防止対策審議会答申「提言」より抜粋)

(3) 緊急時の組織的対応 (別記3)

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別記3の通りとします。

(4) いじめの認知に係る標準指針【改定版】(別記4)… いじめ防止推進教師の配置と役割

些細な情報を放置したり、問題でないと勝手に判断したりしないよう、「いじめ防止推進教師」を配置し、教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し、分析する体制の構築をします。

(5) いじめの調査に係る記録簿の管理について

いじめの問題等に関して、学校が取得、作成した記録については、定期的ないじめのアンケートを含め、青森市文書編さん保存規程及び青森市立小・中学校における文書編さん基準に基づき、生徒指導関係綴りの分冊として、その翌年度の4月1日から起算し、5年間保存します。

また、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。

4 いじめを未然に防止するために

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められます。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要です。また、より効果的な指導を行うためには、教職員の*役割連携の意識が大切です。

* 分担された取組における役割を明確にしたうえで、互いの役割を意識して相互補完的に協力をすること。

(1) 学級経営の充実 【キーワード】 規律・学力・自己有用感、居場所づくり

・「分かる授業」の推進 (授業改善)

- ・コミュニケーション能力を育み、自己肯定感をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

(2) 道徳教育、特別活動の充実 【キーワード】 絆づくり

・道徳的実践力を高める指導の工夫

・命の大切さを感じさせる題材を取り扱い、自分の命も他人の命もかけがえのないものであり大切にしていかなければならないことを感じさせる指導と授業

・『自他の「心と体」を大切にする(いじめ防止)』、「友情」等の内容を、長期休業明け(2学期始め、3学期始め)の道徳の授業、学級活動の時間に位置づける

・自己有用感を高める体験活動の充実

・ボランティア活動の充実

・毎月のあいさつ運動の取組

・守ろう「原小っ子 十の約束」「原レンジャーへの道」の取組

・リトルジャンプチームの呼びかけ・取組

・児童会によるいじめ防止標語の取組 (別記7)

(3) 人権教育の充実

・人権意識を高めるための指導の工夫

(4) 情報教育の充実

・情報モラル教育の充実

・ケイタイ・スマホ安全教室(児童向け講習会)の開催

(5) 教育相談の充実

- ・ 定期的教育相談の実施 ※毎月の学校生活アンケートとセットにした教育相談の実施

(6) 校内研修の充実

「学校いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、教職員間で温度差が生じないように全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(7) 規範意識の醸成に向けた取組の充実

いじめが起こる要因の一つに学級・学校の規範意識の欠如が考えられます。いじめを未然に防ぐためにも児童の規範意識を醸成することはきわめて重要なことです。そのため、学校生活において、各学年の発達段階に応じた重点的かつ具体的な取組を行っていく必要があります。

本校では、「元気なあいさつ・返事・言葉遣い」「異学年交流（縦割り活動）」「時と場をわきまえた行動」を重点目標に挙げ指導を行っていますが、それらの一層の充実を図っていきます。

(8) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢も重要です。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行っていきます。

また、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、学校は誠意ある対応を行います。

○ 家庭との連携

いじめ問題では、大人の意識の向上が不可欠です。日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求めていかなければなりません。

さらに、保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要と考えます。そのため、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努めていきます。

- ・ 学校だより、学年・学級通信、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。
- ・ いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 個人面談・家庭訪問の充実（実施時期…夏季休業中）
- ・ 学校公開（参観デー他）の実施
- ・ 入学説明会における情報モラル講習会の開催
- ・ 学校保健委員会等の合同学習会の開催

○ 地域との連携

児童の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組むことも大切です。地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めていかなければなりません。

PTAはもとより、学校運営協議会等と協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要です。

また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図るなど、地域の環境づくりに努めていかなければなりません。

- ・ 日常の取組の情報発信をし、日常の学校生活の状況等を地域に積極的に提供する。

5 いじめの早期発見・早期対応について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応です。「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めなければなりません。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要です。また、いじめを受けている児童がいじめを訴えやすい体制も整えておかなければなりません。

(1) いじめの発見

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行わなければなりません。早期発見の体制として、次のようなことにも気を付けていかなければなりません。

- ・学級担任だけでなく、養護教諭との連携を密にする。
- ・生徒指導主任、教育相談担当教員、事務職員、管理職等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から子どもたちをきめ細かく行動観察を行う。
- ・学校評価、授業評価、生活アンケート、保護者アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。学校生活アンケート(いじめアンケート)については、いじめを感じさせる内容があれば、すぐに対応する。

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為を直ちに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保します。「緊急時の組織的対応」により、速やかに報告し、事実確認をします。

(2) 相談体制の整備 … 多様な相談の窓口を整えること(心的ストレス軽減に向けた対策)

① 学校の保健室(養護教諭)の有効活用

ア 体制整備

養護教諭が個人で抱えるのではなく、些細なことであってもいじめの可能性についての気があった場合にいじめ防止等対策委員会にすぐに挙げ、組織的に対応できるように体制整備を整えます。

イ 児童への周知

保健室を、相談窓口、ストレスからの回避場所のひとつとして考えてよいこと、「イライラして人に当たってしまう」などの相談でもよいこと、を周知し、このような観点での利用も呼びかけていきます。

② スクールカウンセラーの有効活用

③ 学校生活アンケート(いじめアンケート)実施後の個人面談の実施 (※後述)

(3) いじめを受けている児童・いじめを行っている児童のサイン

(別記5)

(4) 教室・家庭でのサイン

(別記6)

(5) 定期的調査の実施(1,2年生は紙媒体。3~6年生はGoogle Classroomで実施。)

- ・学校生活アンケート(いじめアンケート)の実施(毎月・長期休業前後)

⇒ 数種類のアンケートを効果的に活用

※いじめアンケートの選択肢『5回以上』に○印を付けている子は必ず面談を実施。

(6) 迅速な情報の共有 ⇒ 最低週1回 **※毎週金曜日終会後に実施**

- ・要配慮児童の実態把握 ⇒ いじめ防止対策等委員会の開催
- ・進級・進学時の引継ぎ
- ・定期情報交換会による情報共有及び共通理解 + 必要に応じて随時(職員会議等)

6 解決に向けた対応について

(1) 児童への対応

① いじめを受けた児童への対応

ア いじめを受けた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた児童の立場」で、継続的に支援することが重要です。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図り、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

イ いじめのアフターケア

関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていくことが重要です。いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になるまで十分注意をしておかなければなりません。いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもっておく必要があります。

ウ 自分から言い出せない児童に対して

いじめを受けている児童は、なかなか自分から言い出せません。普段から、子どもに寄り添い、気軽に声がけしたり、どんな小さなことでも相談しやすい許容的な環境づくりに心がけていかなければなりません。

- ・児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめを受けた児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
 - ・授業中はもちろんのこと、給食時、昼休み中、清掃活動、放課後など、できるだけ子どもたちとのふれあいの機会を増やし、子どもたちの様子を観察するとともに、信頼関係を構築する。
 - ・日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、子どもの内面の変化を把握する。
 - ・いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
- といった絆やつながりを深める心の教育を推し進めることが大切です。

② いじめを行った児童への対応

いじめは「いかなる理由があろうとも、人間として絶対許されない」という毅然とした態度で、いじめを行った児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。いじめを行った児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたS SWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
- ・いじめを受けた児童の苦痛に気付かせる。自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。また、いじめは、いじめを受けた児童だけでなく、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者にも苦痛を与えたことを痛感させる。
- ・今後の生き方を考えさせる。叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切です。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめをはやし立てている児童(観衆)への指導
 - … いじめを行っている児童と同じであることを強く認識させる。
- ・いじめを見て見ぬふりをしている児童(傍観者)への指導
 - … いじめを見たら、勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。
- ・いじめを報告してきた児童には、その勇気と正義感をたたえるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめを受けた児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

② いじめを受けた児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合があります。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もあります。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要です。

① 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 児童相談所(福祉機関)との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努めていかなければなりません。(小・中、幼保・小)

7 インターネットを介したいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為です。

(2) ネットいじめの予防

ネット上のいじめは短時間で不特定多数が関与する可能性があり、本人の自覚のないうちに深刻な状況に陥ります。掲示板、ブログ、プロフィールサイト等への誹謗中傷の書込みやメール送信等、ネット上のトラブルを防ぐには、情報モラル教育の充実とともに、家庭での取組が欠かせません。家庭内でのルールづくりやフィルタリングによる安全対策の徹底を啓発する必要があります。

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り
- ・青森市PTA連合会作成によるチラシの活用

② 情報教育の充実

・情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話を利用したいじめについての研修会を全教職員で行うと共に、保護者対象、児童対象の講習会を実施します。

③ ネット社会についての出前授業

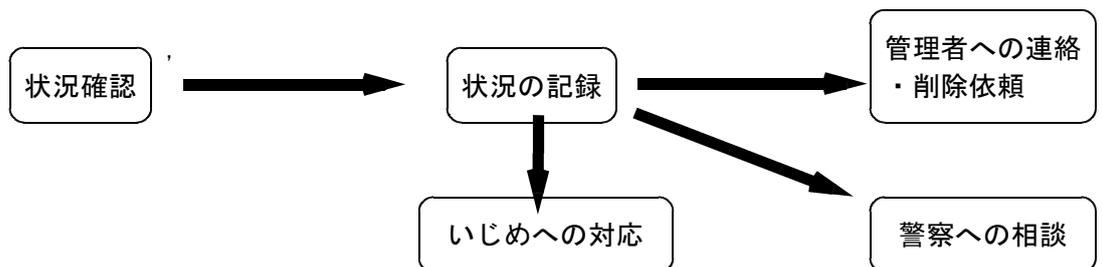
(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様です。

② 不当な書き込みへの対処



- ・いじめを受けた児童生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- ・具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) スマートフォン（スマホ）とLINEいじめ

今の時代を生きる子どもたちには広く当てはまることですが、インターネットを利用したいじめについて、子どもたちが確たる加害の自覚なく行い、または何の気なく追従してしまい、相手に深い傷を与えるということは往々にして起こり得ます。この点については、児童に対し、あらゆる場面を捉えて、児童が自ら認識を深められるような取り組みが必要です。

学校で情報モラル教育の充実を図ることはもちろんですが、家庭でもスマホ等やSNSの正しい使い方を大人がきちんと子どもに教え、使い方のルールづくりをしたり、定期的にチェックするということを、強く働きかけていかなければなりません。

いずれにしても、児童のスマホ等の所持の実態を考えた場合、スマホ等を「持たせない」指導から「どう正しく使うか」という指導を考えていくことが、ますます重要です。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図または希死念慮がある場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度に達する場合
- ・連続した欠席が複数回ある場合

(2) 重大事態への対応

① 援助希求力（SOSを出す力）の育成を図る

児童のいろいろなサインを見逃さないようにするのはもちろんですが、児童に対して、辛いときには「辛い」とSOSを出す力（援助希求力）を育てていかなければなりません。そのためには、普段からの児童と教師の信頼関係を築き、何でも話せる雰囲気をつくっておく必要があります。

② 長期欠席による学習面の遅れや登校しなければならないとの思いを理解し、休むことの大切さを伝えるとともに必要な支援を行っていかなければなりません。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告します。

(4) 重大事態の調査

① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する方々のほか、第三者からなる組織を設け調査します。

② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出します。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮します。

※ この場合に調査の結果を、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供します。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえます。

9 「いじめ解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策

組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか（注1）を面談等（注2）により確認（注3）します。

（注1）被害児童及び保護者の発言内容や書いた文章によって判断します。

（注2）面談等の等とは、電話訪問や家庭訪問を指します。

（注3）校内のいじめ防止等対策委員会などを通して、管理職をはじめ、複数の教職員で確認します。

10 学校いじめ防止基本方針の点検と必要に応じた見直し

国や青森県及び青森市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

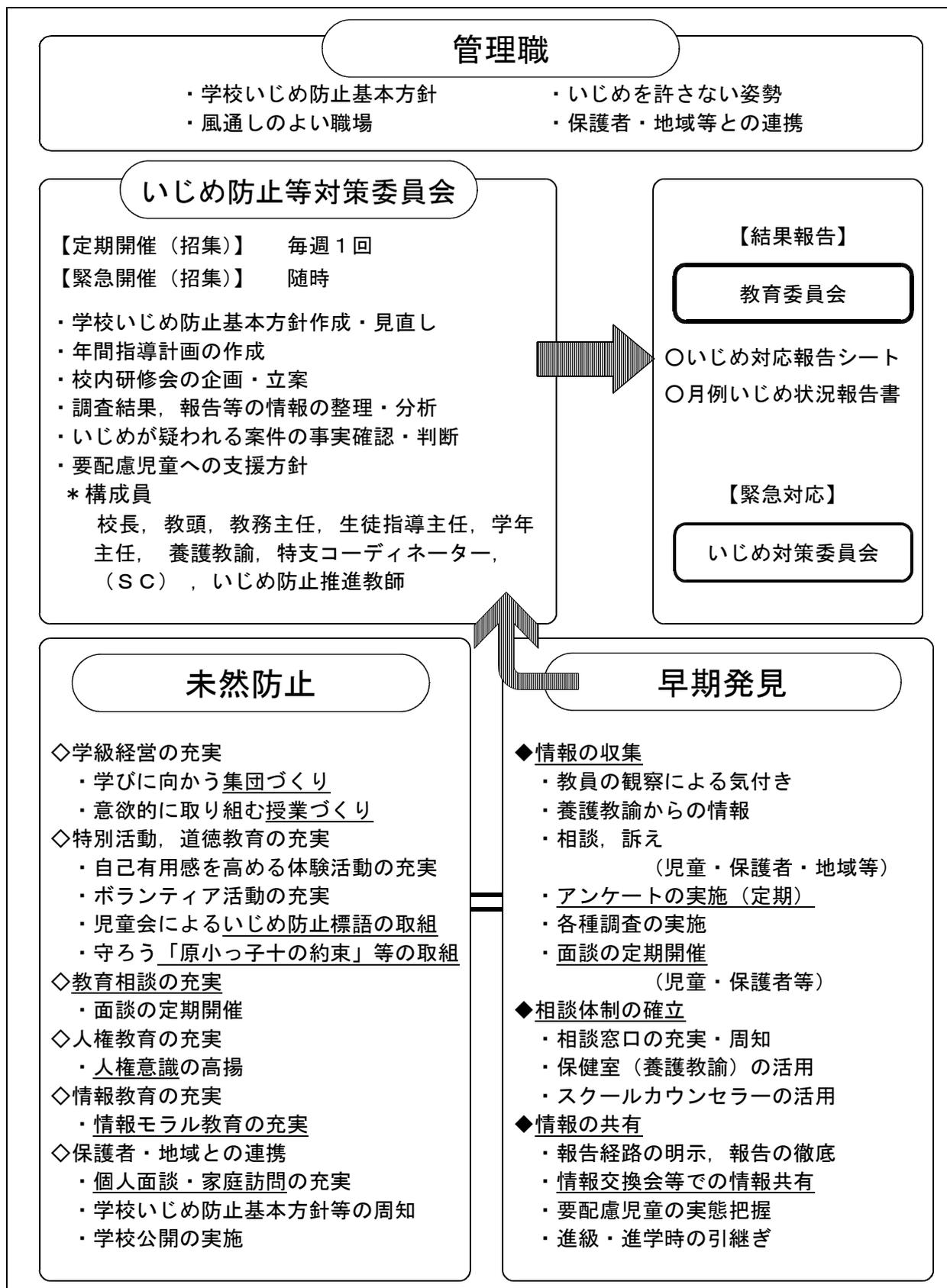
また、基本方針については、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努めます。

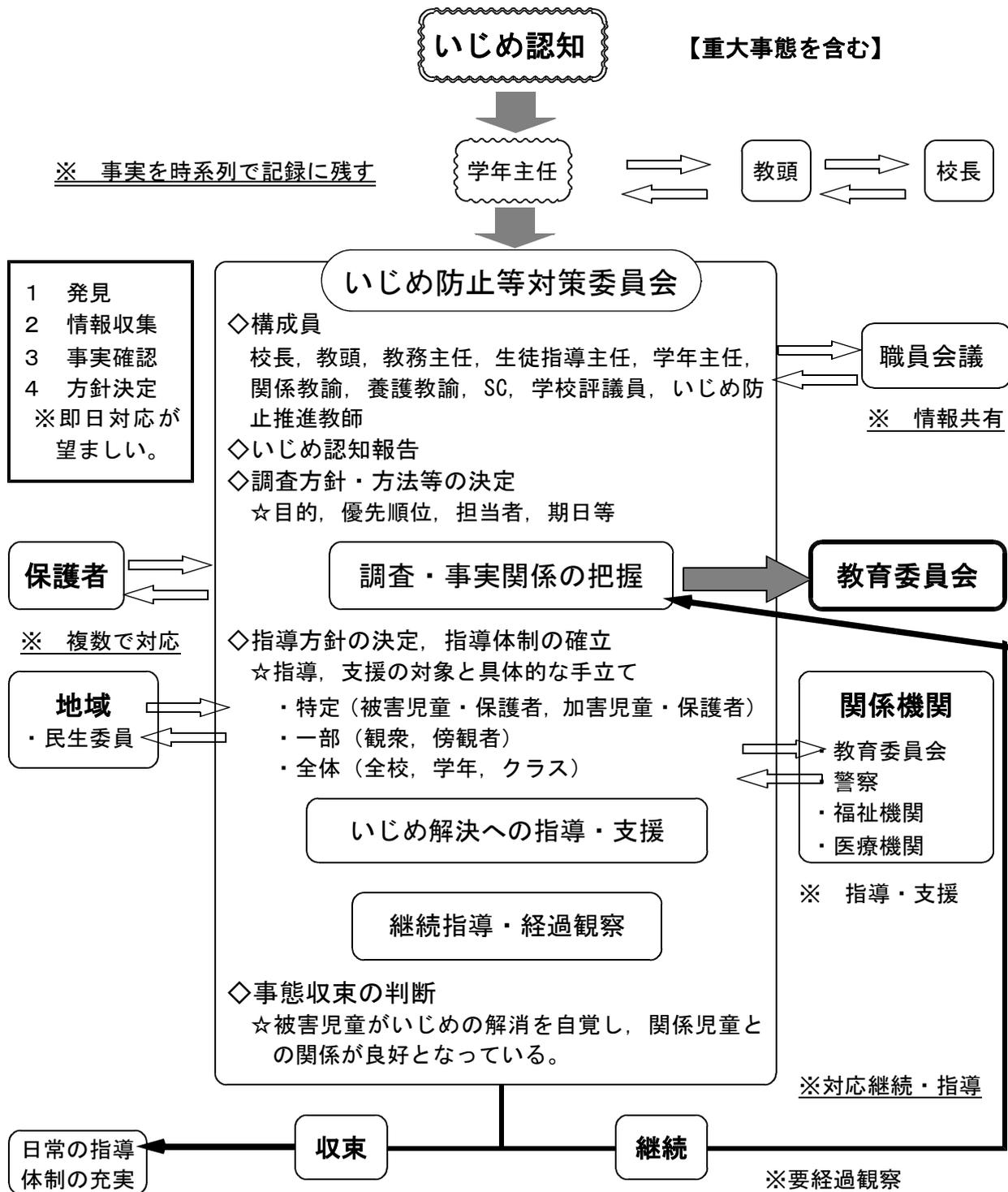


別記1 年間を見通したいじめ予防・防止のための指導計画

	項 目	時 期	
いじめ防止のための措置	児童が主体となった活動	○いじめ防止標語の取組	6月
		○「原小っ子 十の約束」等の取組	通年
		○異学年交流の実施	通年
		○縦割り清掃活動の実施	通年
		○学級活動や各種委員会での話し合い活動の充実	学級活動年間指導計画、児童会指導計画による
	教職員が主体となった活動	○PTA総会での学校の方針説明	4月※(7月)
		○参観日の懇談における話題提供と話し合い	4月, 7月, 9月, 12月, 2月
		○いじめ防止等に関わる校内研修の取組(外部講師による研修を含む)	4月, 夏季休業中, 冬季休業中
		○教育相談週間の設定	毎月のアンケート後
		○入学説明会における情報モラルの研修会(保護者向け)	2月
		○校内授業研究会の実施	校内研修計画による
		○道徳の授業, 学級活動の時間における下記内容の実施 ・「自分の命も他人の命もかけがえのないもの」という内容 ・『自他の「心と体」を大切にする(いじめ防止)』内容 ・「友情」等の内容	長期休業明けすぐ(2学期始め, 3学期始め)
		○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開	通年
		○教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		○学校だより, 生徒指導だより等を活用したいじめ防止に係る啓発	適宜
	いじめの早期発見の措置	○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別記4, 5参照	4月
		○個人面談(保護者面談)の充実	夏季休業中
○長期休業終了前・後の健康調査等の実施 各家庭に対する休業中の見守り強化依頼		長期休業終了前後	
○進級時の情報の確実な引き継ぎ		年度末	
○学校独自のアンケートの実施		通年 毎月	
○二者面談の設定		通年 アンケート実施後	
○情報交換会, 職員会議での情報の共有		通年	
○過去のいじめ事例の蓄積	通年		

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





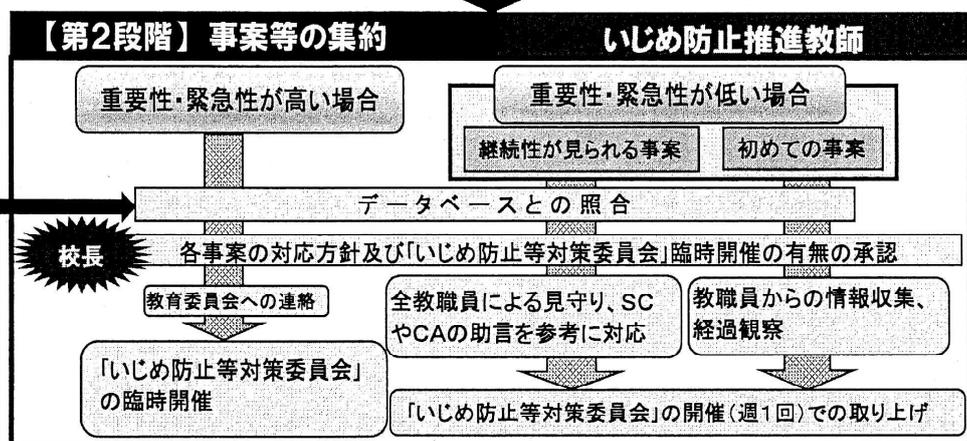
【特に把握すべき情報】

- 誰が誰をいじめているのか？
- いつ, どこで起こったのか？
- どんな内容のいじめか？
どんな被害を受けたか？
- いじめのきっかけは何か？
- いつ頃から, どのくらい続いているのか？

【改定版】青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針

平成29年12月18日
青森市教育委員会

【第1段階】児童生徒に係る各種事案等の記録・提出		全教職員
発見方法	観察、学校が実施する各種アンケート、本人の申告、保護者からの情報等	
事案等	変化	トラブル（※文科省が定義するいじめの態様）
	けんか	
	【例】・衣服や所持品・行動面 ・友人関係・身体や情緒面 言い争ったり腕力を用いて争ったりすること。 （大辞林第三版より）	・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など
※関係児童生徒の指導及び保護者への連絡が完了した事案等を含め、対応したもの全ていじめ防止推進教師に提出・報告する。		



【第3段階】いじめの組織的な認知・早期対応	いじめ防止等対策委員会
<input type="checkbox"/> 認知……児童生徒や保護者等からの聴取を基に事実の確定、いじめか否かの判断 <input checked="" type="checkbox"/> いじめの判断基準⇒いじめを受けた本人が、第1段階に示した「けんか」及び「トラブル」の各態様について、 心身の苦痛 と感じているかどうか。なお、最終判断は校長が行う。 ※本人はいじめられていても、関係者に迷惑をかけたくない思いから、教員等の問いかけ等に「大丈夫」と答えるケースが多い。よって、本人の回答に惑わされることなく、積極的に認知すること。	
<input type="checkbox"/> 対応……児童生徒の指導、いじめを受けた子どものケアと見守りの継続、関係保護者への連絡・支援・助言、関係機関との連携	
<input type="checkbox"/> 報告……市教委に「いじめ対応報告シート」「(月例)いじめの状況報告書」の提出 当委員会構成員【例】: 校長、教頭、いじめ防止推進教師、生徒指導主事・主任、教務主任、学年主任、養護教諭、SC・CA(構成員に加える。内容に応じて参加する)、その他	

【第4段階】いじめの概要の記録と対策等の評価	いじめ防止推進教師等
<input type="checkbox"/> 記録……いじめの認知日と児童生徒名、態様や対応等の情報のデータベース化。なお、アンケートを含め、全ての記録の保存期間を5年とする。	
<input type="checkbox"/> 評価……いじめ予防や対策等の見直しと改善、認知したいじめについて3か月間にわたるいじめ行為の有無かつ被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。	

別記5 児童のサイン

○ 保護者との協働の充実

児童生徒がいじめを受けていること、または行っていることの兆候を、さまざまに、またさまざま生活場面で示すことを踏まえ、教員は、保護者から寄せられる児童生徒の様子に注意を払うとともに、学校での言動や様子について積極的に伝えていくことが重要です。教員が児童の保護者への連絡に萎縮することがあってはなりません。

そのためには、今後も、日頃から保護者と教員が情報交換を行ったり、子どもの発達という視点に立ち、合同で勉強会をしたりするような場を設け、信頼関係の醸成に努力していかなければなりません。

1 いじめを受けた児童のサイン

学校生活では様々な場面で、児童からのサインをキャッチすることができます。アンケート調査を実施すると共に、多くの教職員の目で、多くの場面で、児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが重要です。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く元気がない・無理に明るい。 <input type="checkbox"/> あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然、個人名が出される。 <input type="checkbox"/> 成績や学習意欲が低下する。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 一人で過ごしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 教員にまとわりつく、寄ってくる。 <input type="checkbox"/> 持ち物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 食欲がない。給食を残すことが多い。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> 遊びと称して友だちとふざけ合っているが、表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 弱いものにあたる。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 部活動で、欠席が増えたり、参加意欲が低下している。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめを受けた児童のサイン

いじめを行った児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握するようにすることが大切です。

サイン

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

3 発見しにくいいじめに対して

(1) グループ内のいじめ

普段子どもたちは互いにふざけたりじゃれあったりしていますが、遊びの中に一定のルールがあり、平等に役割の交代があります。遊び仲間のグループ内でのいじめでは、ふざけ、いじわる、からかいなどで役割が交代せず、次第に支配・服従の関係ができ、特定の子どもがコントロールされるような状況に陥ります。その後、暴力行為など、いじめがエスカレートしていきます。見えにくい遊び仲間のグループ内でのいじめについてもサインを見逃さず、早期にいじめを発見し、適切な指導をすることが重要です。

(2) 「いじる」「いじられる」

自分の失敗や欠点をわざと言って受けをねらう「いじられる」行為、それをあげつらって笑う「いじる」行為は、時として「公然と行われるいじめ」になります。いじる側に悪意があったとしても、笑いを取るためと正当化され、いじられる側も拒否しにくくなり、次第にエスカレートします。不適切なコミュニケーションを「いじり」として容認せず、適切なコミュニケーションについてしっかり指導する必要があります。



別記6 教室、家庭でのサイン

1 教室のサイン

教室内がいじめの場所となることが多いです。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにすることが大切です。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の児童の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

いじめを受けた児童は、家庭でも多くのサインを出していることが多いです。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなります。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが重要です。

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振、不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。

別記7 児童会によるいじめ防止標語の取組

いじめの標語・美しい言葉づかいの標語募集について

特別活動部（児童会担当）

1 ねらい

- ◎ いじめ防止の意識の高揚を図る。
- ◎ 乱暴な言葉づかいをなくし、美しい言葉づかいへの意識づけを図る。
- 家庭との連携により、基本的な生活習慣の定着を図る。

2 方法

(1) 児童集会で呼びかける。

その後、学級指導として取り上げ、児童全員に標語づくりをさせる。

※学級活動の題材名として、

「うれしい言葉をありがとう」「友達をもっとよく知ろう」 など

(2) 朝の会や帰りの会で話し合わせ、標語づくりをすすめる。

応募用紙は、各学年に配布し、書いたら職員室前のポストに入れる。

(3) 「やさしい心づくり（いじめ防止）、美しい言葉づかいための標語募集」を各家庭に配付する。親子で標語を考えさせたり話し合わせたりする。応募用紙を職員室前のポストに入れさせる。

3 指導上の留意点

※ 児童任せにするのではなく、全員の意識が「いじめ防止」「美しい言葉づかい」に向かうように指導する。一方的な教師からの「話」で終わることがないようにしましょう。

※ 校内審査を行い、入選作品には賞状を授与する。（リトルジャンプチーム名で）

各クラスから1名以上選ぶ。4人くらいならグループで応募してもよい。（全員の名前を記入すること。）

※ 「いじめはだめ！」という標語ではなく、実際の行動を促すような標語にしたい。

「困っている友達に手を貸そう」とか「やさしい言葉を使おう」とか。

4 募集期間

2023年 6月 日（ ）～ 6月 日（ ）

5 その他

- ・優秀作品を東中学校学区校で紹介し合い、交流を図る。



